

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和 7 年 2 月 28 日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 渡辺・吉松

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 7F ティ南森町 6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

法人版事業承継税制（非上場株式等の納税猶予）Part1

1. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び免除

中小企業の事業承継はあまり進んでおらず、廃業数は増加の一途をたどっており、中小企業の事業承継を急がなければ日本の経済が衰退してしまう危険があります。そこで、平成 30 年度税制改正において特例事業承継税制が創設されました。特例事業承継税制とは「非上場株式等についての相続税・贈与税の特例納税猶予制度」のことをいい、令和 9 年 12 月 31 日までに、会社が策定した特例承継計画を都道府県庁に提出し知事の確認を受け、先代経営者から特例経営承継相続人等（後継者）が非上場株式等を相続等により取得後、会社が都道府県知事の認定を受けることで適用が受けられます。申告期限までに担保の提供等があった場合には、贈与者の死亡の日または特例後継者の死亡の日等まで、その非上場株式等に係る贈与税または相続税の全額が納税猶予されます。贈与税の特例納税猶予の適用を受けた場合、贈与者の相続発生時に、贈与された非上場株式等の贈与時の猶予税額が免除され、贈与时点の特例対象株式等の相続税評価額を相続財産とみなして相続税が計算されます。一定要件のもと、都道府県知事の切替確認を受けることで、相続税の特例納税猶予を適用することができます。なお、令和 9 年 12 月 31 日までの相続においては、「特例承継計画」につき知事の確認を受けている場合には贈与税の特例納税猶予の適用を受けていなくとも、単独で非上場株式等に係る相続税の特例納税猶予の適用を受けることができます。相続税の特例納税猶予の適用を受けた場合において、特例後継者が取得した財産が特例納税猶予の適用を受ける非上場株式等のみであるとして計算した相続税額のうち、その特例対象非上場株式等に対応する後継者の相続税額が全額猶予され、特例後継者の死亡時等に免除されます。また、特例納税猶予においては贈与または相続等により取得する対象株式数に上限がありませんので、猶予対象株式のみを相続等により取得した場合には、相続税額は全額納税猶予され、死亡時等に免除されます。



出典：経済産業省
「令和 7 年度(2025 年度)経済産業関係税制改正について」

これを活用するためには、令和 8 年 3 月 31 日までに特例承継計画を申請し、令和 9 年 12 月 31 日までに非上場株式の贈与を行う必要があります。また、非上場株式の相続・贈与後は、都道府県庁・税務署へ定期的な報告が必要です。

2. 後継者である特例経営承継受贈者の主な要件（贈与税）

先代経営者から贈与により非上場株式等を取得した後継者で、次に掲げる全ての要件を満たしている必要があります。

- ①贈与の日において、18 歳以上であり（先代経営者の親族に限らず、第三者の役員等でも対象者となります。）、かつ、贈与の日まで引き続き 3 年以上に渡り会社の役員等であること（取締役、監査役、会計参与等）
- ②贈与の日において会社の代表権を有していること（代表者はその者以外にいてもかまいません。）
- ③贈与のとき以後において、後継者及び後継者と特別の関係がある者が総株主等議決権数の 50% 超を有すること
- ④贈与の時において、後継者の有する議決権数が、次の(イ)又は(ロ)に該当すること

(イ)後継者が 1 人の場合

後継者と特別の関係がある者（親族以外の第三者が筆頭株主の場合も可）の中で最も多くの議決権数を有すること

(ロ)後継者が 2 人または 3 人の場合

総議決権数の 10% 以上を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者の中で、他の後継者を除き最も多くの議決権を有すること

- ⑤贈与の時から贈与税の申告書の提出期限まで引き続き、贈与により取得した特例認定贈与承継会社の対象株式等の全てを有していること

①の要件にあるように、特例事業承継税制が適用されるためには、株式の贈与日に後継者が役員就任後 3 年以上経過している必要があり、特例措置の期限である令和 9 年 12 月末の 3 年前となる令和 6 年の 12 月末までに役員に就任していなければ、この特例の適用は受けられませんでした。そこで令和 7 年度税制改正案により、①の要件である役員就任要件について、「贈与の日まで継続して 3 年以上」から、「贈与の直前において」役員等であることに緩和されました。この改正により、令和 6 年 12 月 31 日までに役員に就任していない者であっても、贈与直前において役員となっていれば、この特例納税猶予の適用を受けることができるようになったのです。

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和7年2月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当：渡辺・吉松

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 7F ティン森町 6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

個人版事業承継税制（事業用資産の納税猶予）Part2

1. 個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予及び免除

個人事業者の円滑な事業承継の実現に対応するため、個人版事業承継税制として「個人事業者の事業用資産についての特例納税猶予制度」が期間限定で施行されています。この制度は、特定事業用資産（事業を行うために必要な一定の資産）を有していた先代経営者から特例後継者が、令和10年12月31日までの贈与又は相続・遺贈によりその事業用資産を取得した場合、担保の提供その他一定の要件を満たすことにより、その取得した全ての特定事業用資産に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税について、贈与者の死亡の日または特例後継者の死亡の日等まで、その全額が納税猶予される制度です。贈与税の特例納税猶予の適用を受けた場合、贈与者の相続発生時に、その猶予税額が免除され、贈与時点の特定事業用資産の相続税評価額を相続財産とみなして相続税が計算されます。なお、一定要件のもと都道府県知事の切替確認を受けることで、その特定事業用資産につき相続税の特例納税猶予が適用できます。また、令和10年12月31日までの相続又は遺贈においては、「個人事業承継計画」につき知事の確認を受けている場合には、贈与税の特例納税猶予を受けていなくとも、単独で個人事業者の事業用資産に係る相続税の特例納税猶予を受けることもできます。特定事業用資産に係る相続税の特例納税猶予の適用を受けた場合において、後継者が取得した特定事業用資産に対応する後継者の相続税額的全額が猶予され、特例後継者の死亡時に免除されます。

これらの制度を活用するには令和8年3月31日までに個人事業承継計画を申請し、令和10年12月31日までに特定事業用資産の贈与を行う必要があります。また、特定事業用資産の相続・贈与後は都道府県庁・税務署へ定期的な報告が必要です。

2. 特定事業用資産の範囲

個人事業者の事業用資産についての納税猶予制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた右図の資産で、先代経営者の贈与または相続開始年の前年分の事業所得に係る青色申告書（正規の簿記の原則による複式簿記で適用を受けているもの）の貸借対照表に計上されていたものをいいます。ここでいう「事業」の範囲からは不動産貸付業等が除かれます。

なお、宅地等のうち納税猶予の対象となる面積は右図のとおりですが、経営承継円滑化法の認定においては面積制限はありません。事業の用以外に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限られます。なお、この特例の適用を受けてない人のみ小規模宅地等の特例の適用を受けることができます。

3. 後継者である特例事業受贈者の主な要件と緩和措置（贈与税）

承継計画に記載された次の主要な要件を満たす受贈者が、贈与税の特例納税猶予の適用を受けることができます。

- ① 贈与の日において18歳以上
- ② 経営承継円滑化法の中小企業者で円滑化法の認定及び「個人事業承継計画」につき知事の確認を受けていること
- ③ 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含む）に従事していたこと
- ④ 贈与税の申告期限において開業届出書（事業開始から1か月以内）を提出し、青色申告の承認（業務開始日から2か月以内）を受けていること
- ⑤ 事業が資産管理事業及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

令和7年度税制改正案により、この③の要件である事業従事要件が「贈与の日まで継続して3年以上」から、「贈与の直前において」特定事業用資産に係る事業に従事していたことと緩和されました。したがって、今まで事業に従事していなかった者が直前に事業に従事した場合においても贈与税の特例納税猶予の適用を受けられるようになります。

4. まとめ

贈与税の特例納税猶予の適用を受けていれば、先代経営者の相続開始時期が贈与後何十年経っても、相続税の特例納税猶予を適用できます。適用期限は、事業用資産の特例納税猶予制度については令和10年12月31日、非上場株式等の特例納税猶予制度については令和9年12月31日であり、延長される予定はないため期限までの贈与をおすすめします。



出典：経済産業省
「令和7年度(2025年度)経済産業関係税制改正について」

特定事業用資産	贈与者又は被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた資産 ①宅地等＝面積 400㎡までの部分 ②建物＝床面積の合計800㎡までの部分 ③減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの）その他これらに準ずるものに限る＝青色申告書に添付されている貸借対照表に計上されているもの
承継計画	認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画で、平成31年4月1日から令和8年3月31日までに都道府県に提出されたもの
青色申告の承認	被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において青色申告の承認を受けていなければならない（贈与の場合も同様）
認定相続人及び認定受贈者	承継計画に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者